

基本目標	基本課題	具体的な施策	取り組み実績	課題等
I 男女一人ひとりの人権を尊重しよう	1. 性別による固定的な役割分担の解消	1～8	●市政だより「じんけん」コーナーへの啓発記事の掲載や、ホームページ、情報誌等、様々な媒体を通じて、男女共同参画社会の形成の重要性を広く市民に周知し、意識啓発を行った。 ●「人権週間」や「男女共同参画週間」の期間に合わせ、講演会やセミナー等を開催し、男女共同参画意識の浸透を図った。また、公募市民による実行委員会形式で、フォーラムの企画・運営を行い、男女共同参画の視点でテーマを設定し、講演会を実施した。 ●男女共同参画センター「すみれ」において図書の貸出を行うとともに、市民の関心を高めるため、男女共同参画センター「すみれだより」で新着図書を紹介するなど意識喚起につながる情報提供を行った。 ●男女共同参画センター「すみれ」において、情報に対する判断力や情報活用力を高めるための講座を実施した。	●市政だよりへの掲載やホームページによる啓発、情報誌等の掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなど、効果的な周知を行い、男女共同参画の意識啓発を今後も粘り強く行っていく必要がある。 ●より多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を行い、市民の関心を喚起するような講演会やセミナーを企画するとともに、男女共同参画について考える機会の提供を推進していくことが必要である。 ●男女共同参画に関する様々なジャンルの蔵書の充実を図る。また、「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、テーマに合わせた関連図書を展示するなど、周知方法を工夫し、意識喚起につなげていく。 ●テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、講座の参加を促す必要がある。
	2. 男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進	9～16	●大阪府教育委員会において、作成された「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用を促進するとともに、各学校園において適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努め、校内研修にて、男女平等教育について、指導助言を行った。 ●生徒の主体的な進路選択に適切な指導・助言ができるよう、進路に関する情報の収集とその提供を行った。また、人権学習プログラム及び人権教育関係資料・教材の整備を行った。 ●人権意識の高揚を図るため、指導主事・管理職・教職員を対象に、今日的課題を中心とした研修等を実施した。 ●保育士や保育所職員の資質と保育の質の向上のため、「人権を大切に作る心を育てる」保育を基本に年間研修計画を計画、実施した。 ●男女共同参画の視点に立った学習機会を提供するため、男女共同参画センター講座や出前講座を実施するとともに、家庭の教育力向上をめざし、PTAと学校園の連携のもと、家庭教育学級を実施した。	●セクシュアル・マイノリティの立場にある幼児・児童・生徒が、ありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、また、セクシュアル・ハラスメントやDV防止の観点に立って、男女平等教育のより一層の推進を図っていく必要がある。 ●人権学習プログラムの内、男女平等・男女共同参画を推進していくプログラムの中に、セクシュアル・マイノリティについての理解を深める取り組みや、ジェンダーを問い直す取り組み等の課題を扱ったものを取り上げながら、生き方について考えていける教材の作成、整備をしていく必要がある。 ●男女共同参画社会をめざす上での課題を認識し、教育課題としての取り組みを進めていく上で、課題と直面し、取り組んできた当事者の思いをしっかりと受けとめる研修が必要である。 ●保育士や職員の意識を深めるために、研修内容について職場で伝達の仕方を工夫しているところであるが、さらに伝わりやすい体制づくりが必要である。 ●様々な機会を通じて、男女共同参画センター講座や出前講座などを周知し、あらゆる分野における男女共同参画の取り組みを促進していく。家庭や地域における男女共同参画を促進するために、保護者等に対して男女共同参画について学ぶ機会を提供する必要がある。
	3. あらゆる暴力の根絶 ※「八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(八尾市DV対策基本計画)」の取り組み等を含む。	17～27	●「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、セミナーや各種講座を実施した。また、市政だよりや情報誌等への記事掲載、啓発カードの配布などにより、暴力根絶のための広報・啓発を行った。 ●デートDVの予防・啓発を目的としたリーフレットを、市内公立中学校を通じて、第1学年の生徒へ配付した。また、平成27年度より市内の私立中学校へも配付した。 ●庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援についての意見交換等を行った。また、大阪府等が主催する会議等に積極的に参加し、関係機関との連携強化を図った。 ●女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、女性の専門相談員による相談事業を実施した。また、DV等により、緊急を要する場合には、関係課及び大阪府等関係機関と連携して支援を行った。 ●セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業として、市内事業所2か所で、出前講座を実施した。また、ハラスメント防止リーダー養成研修への職員の派遣や、教職員を対象にしたセクシュアル・ハラスメント防止研修を行った。	●手軽に男女共同参画に関する知識や情報を入手できるように、市政だよりやホームページ等での継続的な情報発信を行う。また、引き続き、効果的な啓発の手法や内容についても検討していく必要がある。 ●今後、新たな被害者・加害者を生み出さないように、啓発リーフレットの配布等の具体的な取り組みにより、デートDVの予防・啓発の推進を図る。 ●八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会等において検討を重ね、より幅広い関係機関とのネットワーク構築をめざし、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。 ●社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化し、DV等で悩みを抱える相談者が増加していることから、DV等の早期発見・早期解決と、被害者のニーズに沿った相談支援体制を確立するため、DV被害者等への支援の充実を図る。 ●今後も引き続き、地域や事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発・学習の充実を図る必要がある。

基本目標	基本課題	具体的な施策	取り組み実績	課題等
	4. 人権としての性の尊重と生涯を通じた健康への支援	28～32	●男女共同参画センター「すみれ」において、こころと体の健康に関する自己決定意識を高めるための講座を実施した。 ●女性が安心して、妊娠・出産できるように、周産期医療の提供をはじめ、妊娠の届出により、母子健康手帳や妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図った。また、ママパパ教室(両親教室)を開催し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や、働く妊婦に対し、「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明を行った。 ●生涯を通じた健康づくりや健康への自己管理意識等を高めるため、健康教育や健康診査を実施した。また、健康についての悩みに対応するため、相談事業を実施した。平成27年8月より、地域における切れ目のない妊娠・出産・子育ての支援の強化として「母子保健相談員(助産師)」を保健センターに配置し、妊娠から出産に至るまで、幅広く相談支援ができるようになった。	●男女共同参画センター講座のテーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。 ●妊娠週数が20週を超えるなど出産後虐待の可能性の高く、支援が特に必要な妊婦(特定妊婦)について早期に把握する取り組みについて検討する。また、妊娠の届出時に妊婦健康診査受診券・妊婦歯科健康診査受診券を出し、母子の安全・安心な健康づくりのために妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診率が上がるようにPRに努めていく。ママパパ教室(両親教室)については、受講者の満足度は高いが、参加していない妊婦の参加を促すよう努め、教室内での母子保健相談員(助産師)の活用についても検討していく。 ●地域における健康教育の場の拡充とがん検診及び特定健康診査等の受診率の向上と、健康に関する広報啓発、相談窓口の充実等を図っていく必要がある。
Ⅱ 誰もが自立して、自分らしい生き方ができる社会をつくろう	5. 就労の場での男女共同参画の推進	33～41	●女性が働く場において十分に個性と能力を発揮できるよう、啓発冊子等により就労の場における男女共同参画推進のための意識啓発をはじめ、女性の職業能力開発や再就職支援に関する講座やセミナー等を実施した。 ●勤労市民の持つ労働条件・社会保険・年金・生活等の様々な悩みや疑問についての相談を専門の相談員が受け、解決の一助とするため、八尾市ワークサポートセンターにおいて、弁護士と社会保険労務士による労働相談を実施した。 ●ひとり親家庭に対する支援として、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立の総合的な支援を行うとともに、就労の確保を実践的に行うための事業として、給付金を支給した。 ●働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・性別・出身地など様々な理由で就労が実現しない就労困難者を対象に、市内3カ所を拠点として、就労困難者等に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、職業能力開発講座を開催した。 ●女性の(再)就職や働く女性の処遇改善、仕事と家庭の両立や企業内の女性の活躍推進など、女性の職業生活における活躍を推進するため、さまざまなライフステージにある女性と、女性の職業生活における活躍推進に取り組んでいる事業所からの推薦を受けた方などからなる、「女性の職業生活における活躍推進会議」を開催し、検討を進めた。検討内容について市民や事業所に周知するためにシンポジウムを開催し、女性の職業生活における活躍推進に向けた啓発を実施するとともに、報告書を作成した。	●セミナーや講座のテーマ設定や周知方法をさらに工夫し、職業能力の向上や就労機会を拡大するための学習機会の充実を図る取り組みを進めて参加を促す必要がある。 ●八尾市ワークサポートセンターは交通の便がよいため、弁護士と社会保険労務士による労働相談を継続していく。 ●資格を取って安定した仕事に就きたいというニーズは増大すると見込まれるため、今後も給付金事業を通じて、ニーズに応えていく必要性は大きいと考えられる。なお、給付金支給後の追跡調査では、高等職業訓練促進給付金を受給し、資格を取得した者の就業率は90%以上となっており、ひとり親家庭の自立に大きく貢献している。 ●就労困難者等が抱える課題は様々であるため、個々の相談者に寄り添った、丁寧な支援を継続していく。 ●平成28年度は、「女性の職業生活における活躍推進会議」での意見に基づき、女性の労働事情調査を実施するとともに、これらに基づいて、女性活躍の推進に向けて今後必要となる取り組みを検討するなど、さらなる女性の活躍につなげていく。

基本目標	基本課題	具体的な施策	取り組み実績	課題等
	6. 男女の職業生活と家庭・地域生活との両立支援	42～48	●次世代育成支援行動計画を全庁的な取り組みとして推進するとともに、進捗管理を行うため、「子ども・子育て会議」を開催した。また、当該計画の重点課題に対応するための事業として、「八尾市子育てフォーラム」の開催、「赤ちゃんの駅」の新規追加認定(13ヶ所)、コミュニティセンターに絵本を配架し、読み聞かせや育児相談などの取り組みを実施した。 ●病児・病後児保育事業、延長保育事業、ファミリーサポートセンター事業をはじめとする働く男女の多様な就労形態やニーズに対応した子育て支援サービスを実施した。 ●男性の家事・育児・介護への参加を促進するため、男女共同参画センター講座、子育て講座、家族介護教室、ママパパ教室(両親教室)を実施した。 ●ワーク・ライフ・バランス推進の機運の醸成を図るため、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みやイベントの開催についてホームページに掲載した。 ●職員の仕事と子育ての両立を支援するため、「育児支援ハンドブック～子育てと仕事の両立に向けて～」を活用し、各種制度の周知や利用促進の働きかけを行った。	●第2期八尾市次世代育成支援行動計画(八尾市こどもいきいき未来計画)のもと、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図るため、引き続き、子ども・子育て会議等を開催し、子ども、家庭、市民・地域、企業、行政のパートナーシップによる取り組みを進める。また、子ども施策等の取り組みについて、情報共有や共催できる取り組みの庁内調整や協力体制を確保するとともに、市民・事業者との協働による事業の検討および実施をする必要がある。 ●多様なニーズに対応し、子育て支援サービスの普及による地域の子育て力アップを図る。 ●内容によっては、男性の参加者が少ない講座もあるため、企画内容等をさらに工夫する必要がある。 ●今後も引き続き、働く男女の多様なニーズに対応した取り組みを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みをより一層推進していくため、興味を引くテーマ設定やPR方法、開催日時等を検討する必要がある。 ●職員に対して、制度の周知や利用促進の働きかけをし、ワーク・ライフ・バランスの観点から、啓発などの働きかけをしていく必要がある。
	7. 多文化共生の推進	49～51	●英語・中国語・ベトナム語の3カ国語で、行政情報や地域情報を掲載した情報誌を年6回発行することで、外国人市民のコミュニティ形成を支援するとともに、外国人市民が地域社会の構成員として地域コミュニティとの共生を図れるよう支援した。 ●市民相談の一つとして、市庁舎内に中国語とベトナム語の通訳者を配置し、市役所に用務で来られた方の通訳及び相談業務を行った。 ●外国人市民相談事業として、市役所庁舎外での行政手続き等の通訳・相談に対応するため、ベトナム語相談を週4日、中国語、韓国・朝鮮語の相談を週1日実施した。 ●市民と密接した国際化への対応を進めるため、(公財)八尾市国際交流センターの運営を補助し、財団の実施する多文化理解のための取り組みを支援した。 ●「よみ・かき・ことば」など学習の機会の提供を行い、継続学習による基礎学力の向上を図るため、識字日本語学級を開催した。	●情報誌の発行を年12回に増やし、タイムリーな情報提供に努める。 ●相談者に制度等を理解してもらうための説明を通訳することが多いため、1件あたりの所要時間がかかるケースがあり、予約しないで来庁されると待ち時間が長くなる場合がある。また、市立病院の患者に対する通訳などのニーズには対応できていないが、今後、検討が必要である。 ●ニーズの高い相談内容について、支援の内容や体制を検討していく必要がある。 ●国際交流市民団体の支援・協力や、八尾市の姉妹友好都市等との交流事業を実施するなど、国際交流を担う外郭団体としてふさわしい事業展開を図るとともに、外国人市民支援の取り組みを広げ多文化共生の実現に向けて貢献度の高い事業を実施していく必要がある。 ●「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえ、引き続き学習の場を提供していく必要がある。
Ⅲ 男女が協働して暮らしやすいまちをつくろう	8. 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	52～58	●審議会等の新設又は委員の改選、補充に際し、「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」に基づき、各審議会等所管課に対して、委員の人選に入る前に、事前協議を実施し、女性委員の登用を促進する取り組みを行った。 ●女性職員が昇任考査試験を受験しやすいよう、平成26年度より、育児休業者に関する受験要件を緩和し、市職員における管理職への登用を促している。 ●男女共同参画センター「すみれ」において、地域活動やまちづくり活動において、中心となって活躍できる女性リーダーの養成を図る講座を実施した。	●政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」に基づき、引き続き、具体的で実効性のある取り組みを進めていく必要がある。 ●出産育児世代と育児休業期間がほぼ重なる状態となり、職員の昇任・昇格にどうしても影響が出てしまうといった課題がある。 ●地域で活躍する女性リーダーを養成するために、その育成・支援に取り組んでいく必要がある。

基本目標	基本課題	具体的な施策	取り組み実績	課題等
	9. 男女で参画に偏りのある分野への男女共同参画の促進	59～64	●女性消防吏員4名を救急隊に配属し、1名を学校教官として大阪府立消防学校へ派遣した。また、2名をセクシュアル・ハラスメント相談員に、1名を不祥事検討委員会委員として登用した。各種活動に、女性消防団員が参加した。 ●指定避難所50ヶ所中、22ヶ所に女性職員の開設員を配置するとともに、災害時の備蓄品において、女性視点の備品充実に努めた。 ●地域住民が緊急時の対処法や復興時の体制に関する知識を習得できるよう講演会を実施した。さらに、各自主防災組織訓練や防災講演等を通じて、女性リーダーの必要性について啓発等を行った。 ●男女共同参画センター「すみれ」において、防災意識の向上と災害への備えや心構えについて学ぶ講座を実施した。	●交替制勤務の就業に備えた施設(仮眠室・トイレ・浴室等)の整備、組織における男女共同参画についての意識浸透を図っていく必要がある。女性消防団員に配慮した活動環境を整備して、さらに活性化を図る必要がある。 ●男女の視点により、備蓄品を充実させることで、保管場所(倉庫)が不足するため、新たな備蓄倉庫が必要となる。 ●若い世代のリーダー(女性を含む)は、仕事や家庭の内情で、自主防災組織の活動に参加できない方が多い。 ●テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。
	10. 男女共同参画推進の拠点の充実	65～69	●男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画の視点をはぐくむための講座や女性のエンパワーメント、両立支援、交流等を目的とした各種講座を実施した。 ●男女共同参画に関する図書の貸出や、男女共同参画センター「すみれだより」を月1回発行し、市内の主な公共施設と講座参加者に配布するなど、男女共同参画に関する情報提供を行った。 ●女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、女性の専門相談員による相談事業を実施した。	●テーマによって参加者数に偏りがあるため、テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。講座や啓発事業を充実させる事業展開を図り、とりわけ「女性の活躍」を柱とした事業を進めていく中で、「すみれ」を周知し、拠点施設の充実に努めていく必要がある。 ●男女共同参画に関する図書については、様々なジャンルの蔵書の充実を図る。また、男女共同参画に関する情報提供については、掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなどして周知を図る必要がある。 ●社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化しているため、女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、今後も引き続き女性の相談員による相談事業の充実を図る。